平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について

平成28年度おいらせ町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,012,628 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入 歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項 の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と 定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の 各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。
  - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合にお ける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月3日提出

おいらせ町長 三村 正太郎